

入社して約1カ月が過ぎました。初めての仕事や職場で疲れもたまる頃ですが…

街中でよく見かける接骨院の案内(柔道整復師)。**でも受診の際は注意が必要です。**

健康保険でかけられる範囲

健康保険○ 健康保険の適用は限定されています

- ・急性かつ外傷性の【骨折・脱臼・捻挫・打撲・挫傷】
- ・骨折・脱臼は医師の同意が必要(応急手当を除く)

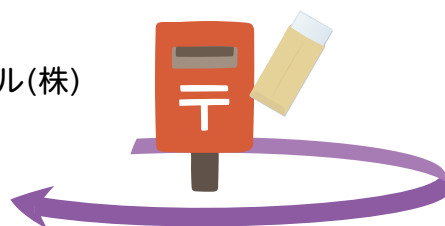
健康保険× 本来は健康保険の適用外のものまで請求され問題になっています 窓口負担が安くなる等の理由で安易に同意しないでください

- ・マッサージ代わりの利用(肩こりやスポーツ後の筋肉疲労等)
- ・長期に及ぶもの(部位転がし=負傷部位をコロコロ変えていつまでも終わらない)
- ・同じケガを病院でも治療している(外科や整形外科等)
- ・業務上や通勤途上のケガ(労災・通災)

施術内容の照会・回答にご協力ください(必ず返送!)



ガリバーインターナショナル(株)
保険管理センター
【代行業者】



ご自宅

こんな点をチェックしています

- ・接骨院からの請求内容が合っているかどうか(不正や水増し請求 ☒)
- ・急性の外傷性の【骨折・脱臼・捻挫・打撲・挫傷】かどうか(健康保険の適用範囲 ☒)
- ・外傷性とは「ケガの理由が明確なもの」です。接骨院に相談するのではなくご自身が記入します。
- ・照会は1度だけではありません。受診が継続していれば複数回になる事があります。

照会に回答しない場合は「償還払い」に変更する場合があります

制 度	患者の窓口負担	対象者
(通常) 受領委任払い	2～3割	加入者全員
(変更後) 償還払い	・10割 ・健保組合に給付金申請(7～8割)	一部の加入者

その他

- ・痛みが続くなら漫然と接骨院に通い続けるのではなく病院を受診しましょう
- ・施術の効果を否定してはいけません。健康保険が使えなくても自費での継続受診は可能です。
- ・健康保険の適用は範囲があり限定されている点を知ってください